

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対応

県外訪問時の対応（改定：令和3年10月1日付）

全国27の都道府県に発出されていた「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が9月30日をもってすべて解除されました。これをうけて、大学等のオープンキャンパスや受験、職場見学や就職試験、更に私事等で県外を訪問する際の従前対応を、以下のとおり変更いたします。

宣言や措置が解除されたとはいえ、感染のリスクがなくなったわけではなく、これまで通りの感染防止対策・対応は継続しなければいけません。生徒、保護者の皆様におかれましては、引き続き可能な限り県をまたいでの移動等は控えてくださるようお願いいたします。また、週末及び平日放課後も含め可能な限りの不要な外出の自粛と感染防止対応を強くお願いいたします。

【実施対応】

- 1 本校指定の「届出」を作成し提出すること。
- 2 帰宅後の登校は妨げませんが、10日間の健康観察による「検温・体調確認表」を作成提出すること。
- 3 帰宅後、発熱・風邪症状など体調不良が所見された場合は、登校を控え速やかに医療機関で受診してください。
- 4 帰宅後の体調不良等により、感染が疑われるような状況が発生した場合は、保健所等関係機関の指示に従ってください。また、学校への速やかな連絡・報告もお願いします。

※指定の「届出」及び「検温・体調確認表」は担任へ申出て受け取ってください。

又は[こちらをクリック](#)して、ホームページからダウンロードしてください。